

同行援護 重要事項説明書

ホームヘルプ事業玉光苑

当事業所は同行援護の指定を受けています。
(大分市指定 第4410100665号)

当事業所はご利用者に対して同行援護を提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である者

ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者

- (1) 区分2以上に該当していること
- (2) 障害支援区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること
「歩行」 「3 できない」
「移乗」 「2 見守り等」、「3 一部介助」又は「4 全介助」
「移動」 「2 見守り等」、「3 一部介助」又は「4 全介助」
「排尿」 「2 見守り等」、「3 一部介助」又は「4 全介助」
「排便」 「2 見守り等」、「3 一部介助」又は「4 全介助」

サービスを利用できる時間や回数は、障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という）に記載してあります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者-----
2. 事業所の概要-----
3. 職員の配置状況-----
4. 当事業所が提供するサービス-----
5. 利用料金-----
6. サービス利用に関する留意事項-----
7. サービス内容に関する苦情-----
8. 緊急時の対応-----
9. 事故発生時の対応-----
10. 個人情報の利用について-----

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 霊山会 |
| (2) 法人所在地 | 大分県大分市大字市459番地 |
| (3) 電話番号 | 097-541-0344 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 清水 千恵美 |
| (5) 設立年月日 | 昭和42年11月8日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 同行援護 平成23年10月1日指定 4410100665 |
|------------|------------------------------|

- | | |
|-----------|--|
| (2) 事業の目的 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨に従って、ご利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、同行援護を提供します。 |
|-----------|--|

- | | |
|------------|-------------|
| (3) 事業所の名称 | ホームヘルプ事業玉光苑 |
|------------|-------------|

- | | |
|-------------|----------------|
| (4) 事業所の所在地 | 大分県大分市大字市459番地 |
|-------------|----------------|

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| (5) 連絡先 | TEL 097-541-1546
FAX 097-574-5963 |
|---------|--------------------------------------|

- | | |
|------------|-------|
| (6) 事業所管理者 | 佐藤 嘉洋 |
|------------|-------|

- | | |
|---------------|--|
| (7) 当事業所の運営方針 | ご利用者が可能な限り在宅において生活できるよう、自立支援の立場で良質なサービスの提供に努めます。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図ってまいります。 |
|---------------|--|

- | | |
|-------------------|--|
| (8) 事業所が行っている他の業務 | |
|-------------------|--|

訪問介護	平成12年10月1日指定 4470100753
訪問型サービスA	平成29年 9月1日指定 4470100753
介護予防訪問介護相当サービス	平成30年 4月1日指定 4470100753
居宅介護	平成18年10月1日指定 4410100665
重度訪問介護	平成18年10月1日指定 4410100665
移動支援	平成18年10月1日指定 4460100227

(9) 通常の事業の実施地域 大分市全域

(10) 営業日及び営業時間

事業所営業日	月～土 ただし、国民の祝日～追加 (運営規程参照)
事業所営業時間	8：00～17：00
サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	8：00～18：00

※通常時間帯以外においても、ご相談に応じます。

※電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

3. 職員の配置状況

- (1) 職員配置 当事業所では、ご利用者に対して同行援護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務内容
1. 管理者	1 名		1 名	業務統括
2. サービス提供責任者	2 名	0 名	サ責兼務管理者兼務1名	訪問調整
3. 訪問介護員	0 名	10 名	2.5 名	訪問介護

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4. 当事業所が提供するサービス

同行援護計画を作成してサービスを提供します。同行援護計画は、市町村が決定した支給量と、ご利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や実施日などを記載しています。同行援護計画はご利用者等に事前に説明し、同意を頂くと共に、申し出によりいつでも見直すことができます。

【 同行援護 】

- ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
- ・ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ・ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- ・ サービス準備、記録等
- ・ サービス提供後記録等
- ・ 相談援助
- ・ 健康チェック
- ・ 情報収集・提供

5. 利用料金

(1) サービス利用料金

利用料金の1割

サービスに要した費用の原則1割の額となります。月額負担上限額については市町村が定めた額となります。原則として銀行の口座自動引き落としとなります。(引落手数料については事業所負担) 金額等の詳細については、別紙をご参照下さい。

また、関係法令の改正やサービス内容等に変更が生じた場合は、負担金にも変更があります。

※日中時間帯以外の加算の算定

- ・夜間(午後6時～午後10時まで):25%
- ・早朝(午前6時～午前8時まで):25%
- ・深夜(午後10時～午前6時まで):50%

※2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合

1人のホームヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、ご利用者の同意のもと2人のホームヘルパーサービスを提供した場合は、2倍の利用料をいただきます。

(2) 同行援護加算

※特定事業所加算

当事業所は、居宅介護従事者の質の確保や活動環境の整備を図る事業所として算定しております。

特定事業所加算(Ⅱ) 別紙料金表の金額の10%加算

※初回加算200単位/月

事業所が新規に同行援護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回もしくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合(同行した場合も含む)算定が可能です。

- ・事業所が初めて訪問する時や入院等で、過去2月に当該事業者からのサービスを受けていない場合
- ・サービス提供責任者が従業者のサービス提供に同行した場合は、同行した旨を記録する必要があります。

(利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合でも算定可能。)

※緊急時対応加算 100 単位（月 2 回まで）

利用者またはその家族等からの要請において、計画にならないサービスを提供した場合、算定が可能です。

- ・この加算を算定する場合は、『要請のあった時間、内容、サービス提供時刻及び緊急時対応加算の算定である旨』を記録します。
- ・1 回の要請につき、1 回を限度に算定することができます。

※利用者負担上限額管理加算 150 単位／月

利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合

（３）交 通 費

事業の実施地域を超えてサービスを提供する場合、ご利用者のお住まいから、事業所までの距離が、

①往復概ね 20 キロメートル未満・・・ 0 円（無料）

②往復概ね 20 キロメートル以上

20 キロメートルを超えた 1 キロメートルにつき 20 円

（４）キ ャ ン セ ル

ご利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先	097-541-1546
-----	--------------

ご利用者の都合で同行援護を中止・変更する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることがありますので、ご了承下さい。キャンセル料は利用者負担分の支払い時に合わせてお支払いいただきます。（ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急のやむを得ない事情がある場合キャンセル料は不要です。）

時間	キャンセル料
サービス利用 24 時間前まで	無料
サービス利用の当日	1,000 円

（５）そ の 他

サービスを提供するために使用する、ご利用者宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者様の負担となります。

6. サービス利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

①サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。
但し、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者及び家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

②ご利用者から特定のホームヘルパーを指名する事はできませんが、ホームヘルパーについてお気付きの点やご要望がございましたら、苦情相談窓口等にご遠慮なく相談下さい。

(2) ホームヘルパーの禁止行為

※ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご利用者もしくはご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ご利用者もしくはそのご家族からの金銭、又は物品、飲食の授受
- ④ご利用者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤飲酒・喫煙及び飲食
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦その他利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他、迷惑行為
- ⑧ホームヘルパーの自家用車への利用者の同乗

(3) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合速やかにホームヘルパーにお知らせ下さい。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご掲示下さいますようお願いします。

(4) サービス提供の拒否

事業所は下記の理由によりサービス利用をお断りする場合がございます。

- | |
|--|
| ①事業所の職員体制との関係で利用申込みに応じられない場合 |
| ②地理的理由により、十分なサービス提供に努めることができないと判断される場合 |
| ③事業所職員に不当に著しい恐怖感を与えた場合 |
| ④セクシャルハラスメント行為が行われる場合 |
| ⑤通常提供されるべきサービスの範囲を超え、同行援護提供以外訪問呼出や
電話対応を頻回に求められることにより、他の利用者へのサービス提供に支障が出
ると判断される場合 |

- (5) サービスの終了 利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了
を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、ご利用料のお支払いや手
続き等、サービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等
の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

○相談・苦情受付窓口 [管理者] 佐藤 嘉洋

○受 付 時 間 毎週月曜日～土曜日 (8:00～17:00)

○連 絡 先 T E L 0 9 7 - 5 4 1 - 1 5 4 6
F A X 0 9 7 - 5 7 4 - 5 9 6 3

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大分市障害福祉課	所在地 大分市荷揚町2番31号 T E L 097-537-5658 F A X 097-537-1411 (8:30～18:00)
大分県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 大分市大津町2-1-41 T E L 097-558-0301 F A X 097-551-5454 (9:00～17:00)

(3) 虐待防止に関する内容（相談窓口含む）

大分市障がい者虐待防止センター	所在地 大分市王子新町5番1号 T E L 097-585-6003 (9:00～17:15)
-----------------	--

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合には、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご親族等へ連絡をします。事業所の従事者は緊急時の連絡先としてご利用者又はご家族より3名程度の連絡先及びご利用者のかかりつけ医・既往歴等を記載した緊急連絡先名簿を作成し、事業所に保管及びご利用者宅にも保管するものとする。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともにその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の同行援護により、ご利用者に対して賠償すべき、事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10. 個人情報の利用について

別紙「個人情報に関する基本方針」、および「個人情報の利用目的」の趣旨をご理解いただき、「個人情報の使用に係る同意書」により同意を得られた範囲内で、個人情報を取り扱わせていただきます。

令和 年 月 日

同行援護の開始に際し、本書面に基づき、重要事項説明を行いました。

(事業所)

住 所	大分市大字市459番地
事 業 者 名	ホームヘルプ事業 玉光苑
管理者氏名	佐藤 嘉洋

(説明者) サービス提供責任者 _____ 印

令和3年11月1日改定